公立大学法人長岡造形大学　中期目標期間の業務実績評価（見込評価）実施要領

（案）

資料No.５

１　趣旨

この要領は、地方独立行政法人法第78 条の２の規定及び当該規定に基づき定められた市規則（公立大学法人長岡造形大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則）に基づき、長岡市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という｡)が行う公立大学法人長岡造形大学（以下「法人」という｡)の中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「見込評価」という｡)の実施について必要な事項を定めるものとする。

２　評価の目的

見込評価は、中期目標期間における業績評価の結果を、当該法人における次期中期目標の検討や、組織・業務の見直しなどに活用することを目的として行う。

３　評価の基本方針

見込評価は、中期目標の達成見込を確認する観点から行い、評価に当たっては、総合的かつ効率的に行うこととする。

なお、評価の際は、法人の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮すると共に、評価を通じて、法人の中期目標の達成見込を市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

４　見込評価の実施時期

見込評価は、当該中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後、概ね５月以内に実施するものとする。

５　見込評価の実施方法

(1)　評価手法

見込評価は、その目的を効率的かつ効果的に達成するため、法人が中期計画に係る業務実績（見込）に基づいて行う自己評価結果を踏まえ、大項目別に評価のうえ、中期目標の達成見込について総合的な評価（全体評価）を行う。

(2)　評価項目

評価項目は、別表１または別表３のとおりとする。

(3)　評価基準

評価にあたっては、別表２または別表４の取扱いを基本に、取組状況や外的要因等、それぞれの状況を総合的に勘案して評価するものとする。

(4)　評価の手順

①　法人による実績見込報告・自己評価

法人は、別表１に定める中期計画の大項目ごとに業務実績（見込）をとりまとめ、別表２に定める評価基準により自己評価を行ったうえ、業務実績見込報告書を作成し、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後３月以内に評価委員会に提出する。

②　評価委員会による検証・評価

　ア　大項目別評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績見込報告書について、法人関係者からのヒアリング等により検証のうえ、別表３に定める大項目ごとに、別表４に定める評価基準により、評価する。

なお、評価委員会は、検証、評価を行ううえで必要がある場合、法人に対して資料の追加提出を求めることができるものとする。

　イ 全体評価

評価委員会は、大項目別評価の結果を踏まえ、別表４に定める評価基準により、中期目標の全体的な達成見込を総合的に勘案して評価する。

(5)　評価書の作成

①　評価書原案の作成及び法人からの意見の聴取

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、(4)に定める手順によって評価した結果をとりまとめ、評価書原案を作成し、法人に提示する。

法人は、評価書原案に対する意見を書面により評価委員会に申し出るものとする。

②　評価書の確定

　　　 評価委員会は、評価書原案に対する法人からの意見を踏まえ、必要に応じて法人関係者の説明を受けた後、当該意見の適否を審議し、当該案に修正を加える等により評価書を確定する。

６　評価結果の取扱い等

(1)　評価結果の通知及び公表等

評価委員会は、評価書を作成したときは、遅滞なく当該評価書を法人及び長岡市長に送付するとともに長岡市ホームページ等で公表する。

(2)　評価結果の活用・反映

評価結果は、法人における次期中期目標の検討や、法人業務を継続させる必要性、組織・業務の見直しの検討などに活用し、反映させていくものとする。

また、法人は、評価結果を自らの業務運営等の見直し又は改善に活用・反映させていくものとする。

７　評価方法の継続的な見直し

この要領については、見込評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

８　その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

別表１：見込評価における自己評価項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | | |
| 中期計画における５つの大項目（８区分） | | | |
|  | 第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置 | | |
|  |  | 1 | 教育に関する目標を達成するための措置 |
|  |  | 2 | 研究に関する目標を達成するための措置 |
|  |  | 3 | 地域貢献に関する目標を達成するための措置 |
|  |  | 4 | 国際交流に関する目標を達成するための措置 |
|  | 第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 | | |
|  | 第３　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 | | |
|  | 第４　自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置 | | |
|  | 第５　その他業務運営に関する目標を達成するための措置 | | |

別表２：見込評価における自己評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評定 | 基　準 |
| Ｓ | 中期計画の実現に向けて優れて良好に進んでいる |
| Ａ | 中期計画の実現に向けて良好に進んでいる |
| Ｂ | 中期計画の実現に向けて概ね良好に進んでいる |
| Ｃ | 中期計画の実現のためにはやや遅れている |
| Ｄ | 中期計画の実現のためには遅れている |

別表３：見込評価における評価項目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価区分 | 評価項目 | | | |
| 大項目別評価 | 中期目標における５つの大項目（８区分） | | | |
|  | 第１　大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | | |
|  |  | 1 | 教育に関する目標 |
|  |  | 2 | 研究に関する目標 |
|  |  | 3 | 地域貢献に関する目標 |
|  |  | 4 | 国際交流に関する目標 |
|  | 第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標 | | |
|  | 第３　財務内容の改善に関する目標 | | |
|  | 第４　自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標 | | |
|  | 第５　その他業務運営に関する目標 | | |
| 全体評価 | 中期目標全体の達成見込 | | | |

別表４：見込評価における評価基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価区分 | 評定 | 評語 | 判断の目安 |
| 大項目別  評　　価 | Ｓ | 中期目標の達成に向けて優れて良好に進んでいる | 業務実績見込及びこれまでに評価を行った中期計画の進捗状況を総合的に勘案し、評価 |
| Ａ | 中期目標の達成に向けて良好に進んでいる |
| Ｂ | 中期目標の達成に向けて概ね良好に進んでいる |
| Ｃ | 中期目標の達成のためにはやや遅れている |
| Ｄ | 中期目標の達成のためには遅れている |
| 全体評価 | 中期目標の達成に向けて優れて良好に進んでいる | | 大項目別評価を総合的に勘案し、評価 |
| 中期目標の達成に向けて良好に進んでいる | |
| 中期目標の達成に向けて概ね良好に進んでいる | |
| 中期目標の達成のためにはやや遅れている | |
| 中期目標の達成のためには遅れている | |